

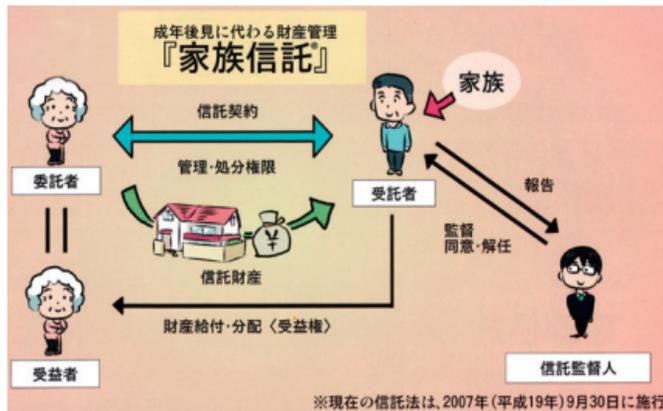
認知症になる前の相続対策「家族信託」

資産の凍結を防ぐための方法の一つです

6月22日(土)にセミナー開催 仕組みについて学べます

ひまわり相続相談室

<http://himawari.nagoya/>



同団体で使用しているパンフレットから抜粋

資産管理の方法の一つ、家族に財産を託す「家族信託」を知っていますか。

によると、例えば被相続者が遺言書を残す前に認知症になったとき、資産は凍結してしまうそう。家族信託を前もって組んでおくことで、そういったケースを防げるのだといえます。

同団体は、相続士、公認会計士、司法書士など各分野の専門家で構成。家族信託によるスムーズな資産相続を支援しています。

「家族信託セミナー」
 <日時> 6月22日(土)午前10時～正午
 <会場> ラポール京都4階(京都市中京区壬生仙念町30-2、阪急「西院」駅から徒歩5分)
 <定員・料金> 先着20人・資料代500円
 <申し込み方法> 電話＝☎075(802)0215＝またはファクス＝同上＝で。ホームページからも可。ファクスの場合、名前、住所、電話番号を明記。後日参加可否の連絡あり

「家族信託セミナー」へ。ラポール京都で開かれます(詳しくは表参照)。資料代500円。

講師は同団体の代表で、相続士の資格を持つ酒井俊雄さん。家族信託の仕組みについて分かりやすく解説してくれますよ。「比較的新しい相続対策のため、この機会に知ってもらえれば」とのこと。

●京都市中京区壬生淵田町32、☎075(802)0215

6月22日(土)は、「家

「ひまわり相続相談室」